

## Global Tax Update

### ドイツ

デロイトトーマツ税理士法人

2017年1月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### BEPS 関連法案およびオーナーシップ変更ルールの追加緩和法案が承認される

2016年12月16日に、ドイツ連邦参議院はOECDのBEPSプロジェクト関連法案およびオーナーシップ変更ルール関連法案を承認した。両法案は、連邦大統領が署名し官報公告後発効する。

BEPSプロジェクト関連の法案については、BEPS最終報告書の勧告に基づくものであり、国別報告書(Country-by-Country Report)を導入するためのEU行政協力指令を手直したものとなっている。国別報告書は第2方式として2017年1月1日以後開始事業年度から適用されるものを除き、2016年1月1日以後開始事業年度から適用される。移転価格文書に係るマスターファイル作成義務についても同様に導入される。

最終法案には、パートナーシップに係る反二重控除ルールとして以前提案された事項も含まれている。ドイツ税法上、パートナーシップのパートナーに課された支払利子でパートナーシップの事業に係るもの(例:パートナーシップ持分取得に係る支払利子)については、特別事業費用として、パートナーシップレベルにおいて税務上損金として扱われている。ドイツ法人税上パートナーシップはパススルーとして取り扱われることから、パートナーが非居住者の場合には、当該パートナーは当該パートナーシップに対する限定納税義務者となる。したがって、仮に当該支払利子が特別事業費用として取り扱われる場合には、パートナーシップレベルではドイツ税法上は損金となるが、一方で、外国ではパートナーレベルでも損金となる場合があった。このため、本反二重控除ルールは、ドイツの税務上、一般的にこのような二重控除を否認するものとなっている。

なお、議会で議論されていた一定の知的財産権(IP)を活用したストラクチャーに対する追加制限は最終法案には含まれていない。また、独立企業原則適用に係るトリティオーバーライド条項についても、最終法案には含まれていない。

オーナーシップ変更ルールに関しては、法人税法の新条項(第8b条)において、欠損企業の事業活動が設立時から、またはオーナーシップ変更以前において少なくとも

3事業年度継続し変更していない場合には、オーナーシップ変更ルールに係る一般的な取扱い(直接または間接的に、対象企業の持ち分の50%超が、単一の取得者とその関連者に移転するときは、繰越欠損金、繰越利子、当期損失の全額が消滅する)が適用されず、繰越欠損金等が消滅しないとされた。当該要件を充足し、納税者が当該新ルールの適用申請を行うことにより、通常の繰越欠損金が継続事業に係る繰越欠損金に変更されることになるが、繰越欠損金の通常の取扱いと同様に使用可能である。ただし、以下の事象が一つでも発生した場合は当該欠損金は消滅する。

- 事業活動の一時的または恒久的不継続
- 事業活動目的の変更
- 追加の事業取得
- パートナーシップに対するパートナーとしての参画
- 連結納税(オルガンシャフト)の親会社になること
- 対象会社による時価より低い価格による資産取得

ただし、当初の法案と異なり、最終法案は当該会社に係る非継続または休眠事業から生じた繰越欠損金には適用されないこととなった。また、新ルールは、連結納税の親会社であった場合、または有害なオーナーシップ変更前3年間のモニター期間におけるパートナーシップのパートナーであった場合には適用されない。

当該緩和措置は、2016年1月1日以後におけるオーナーシップ変更から、法人税および営業税に遡及的に適用される。

なお、政府は、長く待たれている反ハイブリッドルール(2014年に提案、未通過)に係るドラフト法案をまだ提出していない。2017年に提出が期待される当該第一ドラフト法案は、第三国との資金ストラクチャーに係るEUの反租税回避指令の修正状況および2017年9月に行われるドイツ連邦議会選挙の状況次第となっている。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte GmbH, Japanese Services Group

Düsseldorf

佐藤 光俊

+49-(0)211-8772-2099

[misato@deloitte.de](mailto:misato@deloitte.de)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.